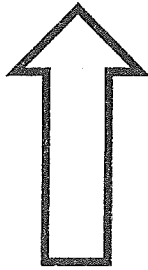


# 平成21年4月から町の税金のお支払い月が変わります。

※くわしくは、裏面をごらんください。

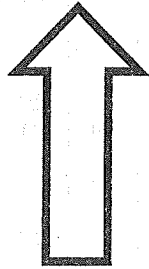
税金のお支払いが、年8回から4回に変わります。

住民税・固定資産税のお支払いが年4回になります。国保税・介護保険料・長寿医療保険料は8回のお支払いのままです。



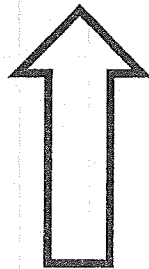
お支払いがむずかしい場合には税務課へ相談に。

税金のお支払いがむずかしいときには、相談によってお支払いの回数を増やして、1回のお支払いを軽くすることもできます。



お支払いを便利な口座振替で

税金のお支払いを窓口でするのが面倒な方は、お持ちの通帳から税金を引き落とすことができます。



税金のご相談は役場税務課まで  
この社会あなたの税が生活している

平成21年4月～

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車	全期											
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
町県民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
長寿医療保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

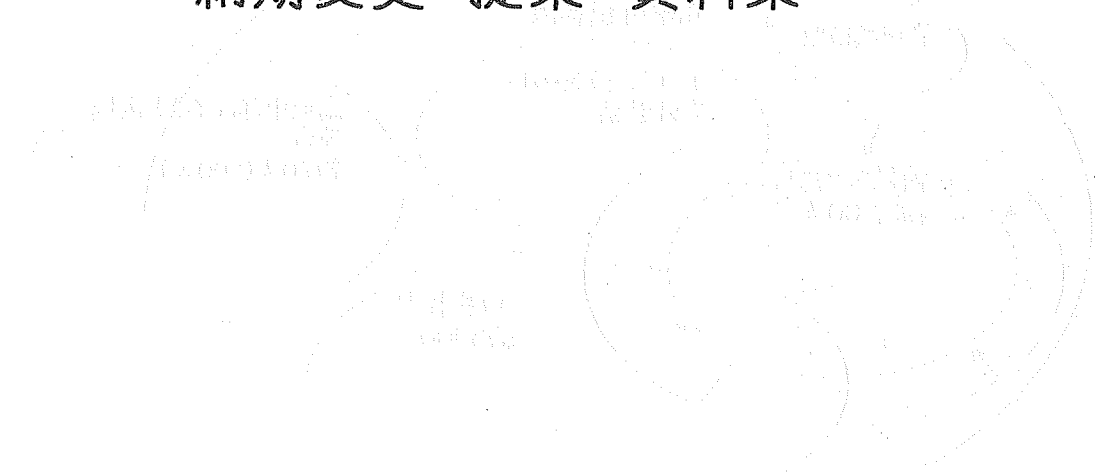
※後期高齢者医療保険＝長寿医療保険と言い換えています。

税金のご相談は、

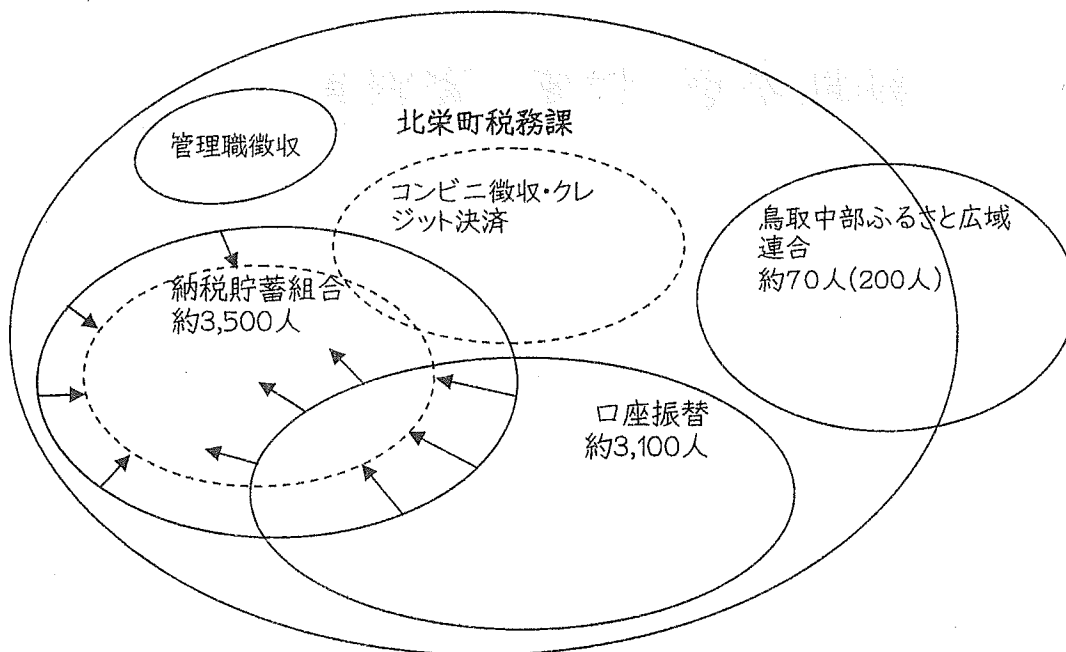
北栄町役場 税務課

電話 0858(37)5865

# 納期変更 提案 資料集



## 北栄町 税務課 賦課徴収係



●納期変更の大きな理由

①現在の納期限のあり方は、法的根拠が薄く、法律が想定している許容範囲を超えている。

【参考】湯梨浜＝8期(北栄と同じ)、三朝＝集合10期、琴浦・倉吉＝法定4期(国保8期)。

②納期が多いため事務が非常に煩雑である。

【参考】滞納整理のための人員配置は、1名。他の収納業務(還付等)と兼務。納税催告(督促)、納税相談、滞納処分の全業務を1人で行っており、今後滞納が累積する傾向にある中で、事務量の増加が懸念される。事務軽減が早急な課題ともなっている。

③手数料(督促、銀行窓口、口座等)の見直しが必要。

【参考】財政難のおり、重複して支出している可能性の高い口座振替の手数料と納税組合運営費補助金の見直しが行政改革の一環として検討されている。

納期が減ることで、他の手数料についても負担が軽減される事が期待されている。

# 納期の具体例

●納期を分割しているのは、納税者の便宜を考慮して、一時に多額な税負担を強いることをせず、円滑な徴収を確保しようとする趣旨に基づくものである。

## ① 現行の納期(～H20年度)

種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	期数	備考
軽自動車		全期											1	
固定資産税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期			8	
町県民税(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期			8	
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		8	
介護保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		8	
後期高齢者医療保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		8	
													41	

旧北条町(軽自1期、集合税(国定・町県・国保3税の)10期、介護10期の合計22期)、旧大栄町(軽自1期、各税目各4期で合計17期)の合併協議により、合併に伴う急激な納期の変更による納税者の方への不安解消(激変緩和(調整)の意味)と納付機会(納期)を増やすことで払いやすさを求めたことにより現行の納期となったもの。とくに国保、介護の税(料)率及び納期等については、合併に伴う負担増を避ける方向で新町で調整された。

## ② 法定の納期

種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	期数	根拠法令等
軽自動車	全期												1	根拠法令等
固定資産税	1期			2期					3期		4期		4	地方税法445②
町県民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期			4	地方税法362
国民健康保険税【税方式】	1期			2期			3期			4期			4	地方税法320
介護保険料(普通徴収)	1期			2期			3期			4期			4	地方税法705、国民健康保険法7
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1期			2期			3期			4期			4	介護保険法133、介護保険条例(準則)16
				2期			3期			4期			4	後期高齢者医療確保法109
													21	

固定資産税・町県民税は町税の二代支柱として、その負担も比較的大きいものである。他の国税及び地方税のうち有力な税目の納期とも重複しないよう配列することが必要であり、所得税、事業税等の納期と重複を避けて定められている。特別な事情がある場合には、別に納期を定めることができるが、これは、単に法定の納期とは異なる月にその納期を定めることができるというばかりでなく、必要によっては納期の数を増減することもできる。「特別の事情がある場合」とは、天災等のため特に納期をくり下げることがある場合、又は賦課漏れ等のものについて賦課徴収を行う場合等をいう。  
国民健康保険税条例準則が、年4期としたのは、町県民税、固定資産税等の他の地方税の納期との関連、納税者の負担等を考慮したものである。介護保険料の納期についても各市町村における現行の国保料(税)の取扱いと揃えたいものと考えられている。(納期の考え方は平成11年1月全国介護保険担当課長会議資料203頁を参照)

※条例準則とは、地方団体ごとに税制がばらばらになり、住民の税負担が著しく不均衡となるのを防ぐため、関係法令を基に町において条例等を制定するに当たり、統一的な規則(＝守るべき基準)を示したものである。

は税目が重複している期

※国保・介護 後期高齢は同一とみなす

③北栄町(モデル)新納期(H21年度～)【案】

種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	期数	備考
軽自動車	全期												1	
固定資産税		1期							3期		4期		4	
町県民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期			4	
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		8	
介護保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		8	
後期高齢者医療保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		8	
													33	

自治会長会(H19.4.27開催)において、軽自動車と普通自動車(県税)の納期が同じため、まぎらわしく煩雑するため軽自動車税の納期を変更できないか要望あり。納税者の便宜を考慮のうえ納期を鑑にわたらない範囲において増減することは違法ではないというものの、課税団体側(町)からしても、納税者側からしても、まことに煩瑣であるので法定の納期が適当と考えられる。また、資金管理面においても、資金繰りを円滑に行うためには、4月・5月から新年度に課した税の収入が見込めることが有利と考えられる。

逆に国保・介護 後期高齢の実際の納期の設定の考え方については、国民健康保険税の算定には、それぞれ固定資産税、町県民税の賦課額あるいは課税標準を用いていることから、仮算定による徴収よりは、本算定のみとする方法(確定賦課)の方が納税者の混乱も少なくより望ましい。6月の住民税賦課後の7月賦課が適当。また、納期の数については、8期とし異動(転出入、死亡等)を反映(月割課税)しやすい形とすることも許容されるものと考ええる。

※納付が困難な場合や納期内の納付が難しいときはお住まいの市町村役場の窓口へご相談ください。

# 納期変更による影響の度合い

●徴収に要すべき経費が、徴収すべき税額に比して多額であると認められるものについては見直しの対象と考えます。

種目	月	全期前納する人の割合(H19実績)	納税組合加入率(H19課税時点)	口座振替加入率(H19課税時点)	督促(郵便料)(H19実績)	納税組合補助金(H19実績)	銀行等窓口手数料(H19実績)	口座振替手数料(H19実績)	賦課額(H19課税額)	税金の徴収率(H20.5.3現在)
軽自動車		—	67.20%	57.10%	56,160円	—	32,322円	50,610円	44,030,700円	98.94%
固定資産税		37.4%	67.12%	68.06%	260,240円	9,173,300円	123,255円	321,100円	720,013,600円	98.46%
町県民税(普通徴収)		23.99%	72.18%	58.99%	165,760円	—	56,500円	119,280円	306,385,100円	97.36%
国民健康保険税		10.39%	70.98%	71.36%	173,920円	—	77,130円	166,990円	540,334,100円	97.11%
介護保険料(普通徴収)		10.80%	71.96%	31.06%	38,800円	21,825円	12,380円	8,910円	17,033,300円	92.18%
後期高齢者医療保険料(普通徴収)		—	—	—	—	—	—	—	—	—

前納税額金がなくなつた現在も、固定資産税や町県民税では前納を希望される納税者や2期分3期分をまとめて払われる納税者は多い。国民健康保険税や介護保険料では8期の納期数がいきなり異動等が反映されやすくなつたものの、以前は、自営業・農業の方がその大半だった国保の加入者が、現在は失業者・日雇いパートなど不安定業種の方の加入が増加の傾向にあることも影響し、前納は減少傾向、滞納額は増加傾向にある。

以前は納税者の納税意識も高かつたが、近年では社会情勢等の変化や個人主義意識が進むとともに納税意識も薄れ、期限後納付や滞納が増加したことにより、督促や催告等の事務量も大幅に増加している。納税組合は安定した徴収を確保するために必要不可欠の納付協力組織であり、この組織が崩壊となれば滞納処理には膨大な時間と人件費が必要となる。

## 北栄町(モデル)による試算

種目	月	督促(郵便料)(H21予定)	納税組合補助金(H21予定)	銀行等窓口手数料(H21予定)	口座振替手数料(H21予定)	賦課額(H21課税額)	徴収率(H21.3.31現在)	計算の根拠等
軽自動車		72,000円	—	39,200円	52,200円	—	—	●督促郵便料80円×督促状通数(期数×人) ●納税組合補助金3,000円(100%)×件数(世帯)2,700円(99-80%)×件数(世帯)2,000円(79%以下)×件数(世帯) ※介護1件取り扱い15円、後期高齢も同様の予定 ●銀行等窓口手数料5円×納付書通数(期数×人) ※郵便局 約25円(件数が少ないためあまり考慮しない) ●口座振替手数料10円×登録口座数(期数×人)
固定資産税		256,000円	9,045,000円	104,000円	220,000円	—	—	
町県民税(普通徴収)		128,000円	—	90,320円	90,400円	—	—	
国民健康保険税		256,000円	—	192,560円	192,560円	—	—	
介護保険料(普通徴収)		19,200円	19,200円	6,480円	6,400円	—	—	
後期高齢者医療保険料(普通徴収)		38,400円	50,400円	8,000円	8,000円	—	—	
軽自動車		900件	6400件÷3.21人	3,920件	5,220件	—	—	●対象者件数はH20.4.現在数値の端数を切り上げた数
固定資産税		800人×4期	5670人÷3.21人	2600人×4期	5500人×4期	—	—	●督促件数は各税目の総対象件数(銀行窓口+口座振替)の約10%と仮定
町県民税(普通徴収)		400人×4期	2700人÷3.21人	1570人×4期	2260人×4期	—	—	●納税組合加入率を70%と設定した上で、加入世帯構成員(3.21人/1戸あたり)と仮定、重複税目が減少したために納期内完納率が上昇するため一律3,000円/年間あたり(1世帯)でカウント、1世帯の中で重複する税目を1.77件平均(H19実績より)と仮定
国民健康保険税		400人×8期	2360人÷3.21人	970人×8期	2400人×8期	—	—	
介護保険料(普通徴収)		30人×8期	160人×8期	150人×8期	80人×8期	—	—	
後期高齢者医療保険料(普通徴収)		60人×8期	420人×8期	500人×8期	100人×8期	—	—	

納期変更へのスケジュール

納税貯蓄組合連合理事会 総会・組合長会への提案をうかがう	H20年4月24日
納税貯蓄組合 組合長・事務局長会議へ説明	5月14日
情報センター打合せ開始(変更に伴う経費、日程、納付様式等)	6月17日
行政改革審議会へ改革案として提出のためヒアリング	7月中旬
町議会へ行政報告(第一報)	8月上旬
金融機関打合せ開始(口座関係)	8月上旬
納期変更の広報(説明資料全戸配布など)開始 自治公民館長会へ提出 ※周知期間を半年間設け、必要に応じては説明会を開催。	8月中旬 } H21年3月初旬
TCCで、特集番組制作→放映(定期的)	8月中旬～
行政改革審議会へ最終報告	H21年3月
議事運営委員会へ 税条例改正の手続きへ	3月
議会へ提案 採決	3月
納税貯蓄組合連合 総会 報告	H21年3月中旬～
納期変更 軽自動車税スタート	H21年4月～
順次賦課 発送	5月～